

戦後後半期の離婚紛争の増加と社会統制(1) —離婚動向の法社会学的解読—

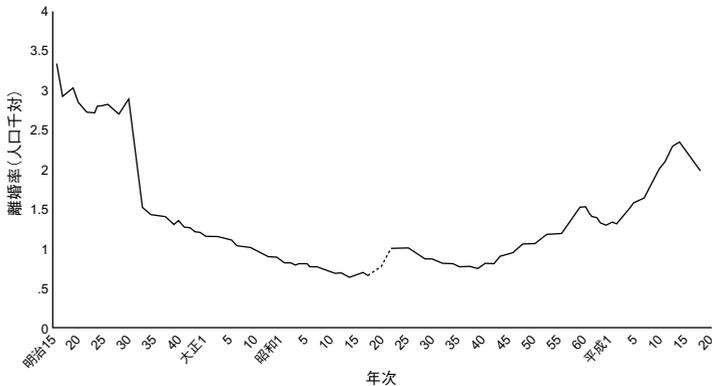
小 谷 朋 弘

1. はじめに
2. 離婚法システムの機能拡大
3. 民主的教育制度の機能拡大 (以上本号)
4. 自由平等な社会風潮の広がり
5. 総合的考察

1. はじめに

この時期の離婚率は複雑な動きをみせている。すなわち、昭和 38 年 (1963) に戦後の最低値を示した離婚率は、翌 39 年 (64) から上昇に転じ、昭和 58 年 (83) には戦後の第二次ピーク (1.51) を示した。その後離婚率は一旦低下し、昭和 63 年 (88) には 1.26 で戦後二番目の底を打つもののその

図 1. 離婚紛争の推移



(出所)『人口動態統計』から作成。昭和 19 年から 21 年までは空白期

後再び上昇し、平成 14 年（2002）には戦後の第二次ピーク（2.30）を形成した。以後今日までの数年は漸減傾向を示し、平成 20 年（08）現在 2.00 となっている（図 1）。

このように、この時期は、一時期減少傾向をたどるなど複雑な動きがあるものの、全体的には増加の方向にあるとみられる。

昭和 39 年（1964）から現在に至る「戦後後半期」は、法的次元では、重要な離婚法制の改正をはじめ、離別母子をサポートする諸種の法制度の制定や拡充がみられるなど、離婚法システムの機能拡大が進んだ。また、教育の次元ではようやく、男女平等教育が進展するとともに、女性の大学進学率が上昇し、女性の自立意識が高まった。そして、社会風潮の次元では、女性の社会的地位の上昇が顕著となる一方で、性愛の奔放さや、離婚への積極的な志向がみられるようになり、夫婦の絆の希薄さが鮮明となった。

以下では、3つの社会統制装置が具体的にどのような形で離婚紛争の上昇に影響したかを個々に検証するとともに、まとめでは、3つの社会統制装置間の関連と、この時期の離婚率の複雑な動きについて総合的に考察を加えよう。なお本論の分析視角については、「終戦直後の離婚紛争の増加と社会統制⁽¹⁾」を参照されたい。

[注]

- (1) 小谷朋弘「終戦直後の離婚紛争の増加と社会統制—離婚動向の法社会学的解説—」『広島法学』第 31 巻第 2 号、2007 年、67～100 頁。

2. 離婚法システムの機能拡大

(1) 離婚増加と離婚方式

昭和 38 年 (1963) に 69,967 件であった離婚件数も、戦後第二次ピークの平成 14 年 (2002) には 289,836 件に増加してきている。離婚件数はその後減少し、平成 19 年 (07) には 254,832 件となっているが、それでも昭和 38 年時の 30 倍をはるかに超えている。

しかし注目されるのは、主要な 3 つの離婚方式の間に利用率の大きな変化がみられないことである。協議離婚が 89.3 ~ 91.5 %、調停離婚が 7.6 ~ 9.6 %、そして裁判離婚が 0.8 ~ 1.2 % で推移してきている。戦後にスタートした“革新的”離婚制度も、それぞれに問題を含みつつも定着の方向をたどってきたといえる。

協議離婚方式は、戦後の制度改革の中で、民主的観点から双方の離婚意思の確認が問題として指摘されるなど、権利確保の脆弱性がネックであったが、女性側の離婚志向が強まる中でその簡易さの面がクローズアップされたからにはかならない。その一方で、大きな期待が寄せられた調停離婚方式も、第三者である調停委員会の問題が依然として解消されず、調停への大きな不満が残った。また、裁判離婚にしても、黒白的解決を好まない国民性はあるものの、判決が最終的には裁判官の判断にかかっており、当事者が期待する結果がもたらされるとはかぎらなかつた。こうした問題は、今日、「司法におけるジェンダー・バイアス⁽¹⁾」の問題として検証が行われている。

3 つの離婚方式の特質や利用率からみると、この時期の離婚の増加を離婚方式と直接関連づけることは難しい。しかし、離婚法システムの観点からは、離婚関連の法律の注目すべき改正がなされており、また、離婚をサポートする多様な法制度の拡充が顕著である。以下では、多様な離婚法システムを 3 つのカテゴリーに分けて検証しよう。

（2）法的格差を是正する法制度

①復氏制度の改正

まず注目されるのは、民法の離婚関連規定の改正である。昭和 51（1976）年に、民法 767 条の改正によって、離婚の際に称していた氏を称することができるようになった。いわゆる婚氏統称制度⁽²⁾である。

それまでは一般に、婚姻によって姓を変えたものは、離婚すれば当然のことのように旧姓に戻るものだと考えられていた。しかし、ほぼ 98 パーセントが夫の姓を名乗らざるをえない女性にとって、旧姓に戻ることは離婚の事実を社会的に公表することになり、また、仕事に就いている場合には、名前の継続性が絶たれることになるなど、不利益は大きかった⁽³⁾。

婚氏統称の問題は戦前にも種々論議されており、著名な事件としては山崎道子事件がある⁽⁴⁾。山崎道子は、亡藤原某の三女で大正 14 年（25）山崎豊二と結婚し、昭和 23 年（48）協議離婚して復氏し藤原姓となった。ところが婚姻中に無産運動、婦人運動をして有名になり、終戦後衆院議員に二回当選し、日本社会党婦人部長として全国的に活躍したので、山崎道子の名は深く世人に印象せられるに至っており、選挙に際して名を知られていることは強みなので、山崎姓を失うことは致命的として藤原姓から再び山崎姓への変更を申し立てた。

この事件は、離婚により復氏・復籍した者は、戸籍法 107 条 1 項の規定によって、再び婚姻中の氏に復氏することが許されうるかが問題とされたものだが、裁判所は婚姻姓への復氏について、以下の理由で、消極的な態度を示した⁽⁵⁾。

政治家として選挙に不便不利益は認められるが、選挙は 0 0 姓〔婚姻中の氏〕を使用して行うことができ、又当落決定の最大要素は候補者の人格、識見、力働等であるので、改姓しなければ政治家の生命を断つものと一概に考えられない。日常の私生活には通称使用は禁じられておらず、その不便は著しく困難ならしむる程度には認められない。

同種の事案は、当時相前後して登場しており、裁判所はいずれも消極的に解している。しかし、昭和 30 年代になると、裁判所も「氏のために人間が難渋する様な状態が放置されてはならない」ことなどを理由に積極的な態度を取りはじめた。昭和 39 年 (1964) の広島高裁判決はその後の通説的地位を占めた⁽⁶⁾。

原告人が昭和 31 年 10 月 24 日幸子との法律上の離婚により、「浦辺」の氏に復するのは民法 767 条の定めるところであるが、離婚後における事実上の生活関係は、右に認定したとおり、従前と格別変わるところなく、現住所 (京子所有の家屋) にとどまって、「平田」の氏を称する二児を養育し、幸子のただ一人の姉である京子とも引き続き親族としての交際を続け、同人より依頼されて平田の祖先の祭を行う等、実質上従前と異なるところのない家庭生活を送っているのであるから、法律上の離婚 (離婚の届出) がなされたということのみによって、原告人に「浦辺」の氏の使用を強いることは、原告人の家庭生活関係にそぐわないところであり、しかも原告人は、これまで十余年の久しきにわたり社会的経済的生活の全領域において「平田」の氏を称し、パルプ業界にも相当の個人的信用をえているので、原告人の氏を「浦辺」より「平田」と変更するにつき、戸籍法第 107 条第 1 項に定めるやむをえない事由があるものと言うことができる。

戦後、裁判所の態度も変わり、婚姻姓の復氏も可能となったが、依然として、一旦旧姓に戻った後で、夫の姓に復氏しようとすれば、裁判や複雑な法律論に向き合わねばならなかった。しかし、民法 767 条 2 項の改正によってやっと、簡単な手続で離婚による大きな不利益から解放された。今日、女性の社会進出が進む中で、離婚後も、職場で普段使ってきた婚氏を名乗りたいと希望する女性も増えてきた (表 1⁽⁷⁾)。離婚後の婚氏の続称は、離婚による大きなハンディキャップを拭い去るものとして、多くの女性を勇気づけたといえる。

②管轄裁判所の改正

離婚による復氏制度の改正と同時に、離婚裁判の管轄裁判所の定めも改正された。管轄裁判所は以前は、氏中心に決められていて、夫婦が夫の氏を称

表 1. 戸籍法 75 条の 2、77 条の 2 の届出事件数及び離婚・婚姻取消件数との比率

年 度	昭和 51	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
事 件 数	21,847	84,622	93,652	98,082	102,840	112,245	112,980	111,745	104,242	102,146	96,981
離婚・婚姻取消件数との比率	1:5.9	1:2.7	1:2.7	1:2.6	1:2.6	1:2.6	1:2.6	1:2.6	1:2.6	1:2.6	1:2.7

(注) 本届出は、昭和 51 年法律第 66 号により、昭和 51 年 6 月 15 日から新設されたものである。
 なお、同附則第 2 項参照。

(出所)『戸籍』 第 809 号、テイハン、2008 年

しているときは夫の、妻の氏を称しているときは妻の住所地を管轄する地方裁判所であった。

婚姻ノ無効若クハ取消、離婚又ハ其取消ノ訴ハ夫婦カ夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻ガ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス（人事訴訟手続法 1 条）

しかし、これでは夫の氏中心のわが国の実態からすると、妻の不利益が大きいとして、昭和 51 年（76）に改正された⁽⁸⁾。改正内容は、夫婦が生活していた場所を中心に、順位をつけて複数の管轄が認められ、場合によっては移送も認められることになった。

- 一、夫婦が共通の住所を有するときはその住所の地方裁判所。
- 二、同居していない場合、最後の共通の住所地の地方裁判所の管轄区域内に夫または妻が住所を有するときはその地方裁判所。
- 三、二の管轄区域内に夫も妻もすでに住所を有しないとき、または夫婦が共通の住所を有したことがないときは、夫または妻の現在の住所地の地方裁判所。

しかしながら、こうした管轄の改正によっても、経済的に弱い立場にある妻にとっては、不利な状況は解消されるものではなかった。

こうした状況の中、平成 15 年（2003）に人事訴訟法が改正された。改正によって、離婚裁判の一审が地方裁判所から家庭裁判所に移管されるとともに、管轄は、当事者（夫または妻）が普通裁判籍を有する地（住所地）の家

庭裁判所に競合的に専属することとなった⁽⁹⁾。こうして、裁判管轄における男女平等が実現されることになった。

(3) 離婚後生活を支援する法制度

① 児童扶養手当法の改正

この時期、離婚母子を経済的にサポートする重要な法制度が改正されている。まず最初に注目されるのが、「児童扶養手当法」である。児童扶養手当法の成立自体は、昭和 36 年 (1961) であるが、それは、離別を含む母子世帯の経済生活を支える法律としてきわめて重要なものである。当初はいろいろな問題が存在したが、戦後後半期に入り、そうした問題がクリアされ母子家庭にとってのより大きな支えとなった。

最も大きな問題は対象児童の支給対象年齢である。制定当初は児童の支給対象年齢は 15 歳未満 (義務教育修了前) であったが、年齢引き上げの要求を受けて、昭和 51 年 (76) に支給対象年齢が改正され、18 歳未満に引き上げられた。こうした年齢引き上げは、離婚家庭に対する経済的支援を拡大するものとして、大きな意義をもつものであった。

しかし、問題はそれで終わったわけではなかった。昭和 51 年の改正時点では、支給対象年齢が 18 歳未満ということもあり、高校 3 学年の途中で打ち切れ、退学を余儀なくさせられるという問題が生じたのである。この問題は、母子会などの長い苦闘の末やっと平成 6 年 (94) の法改正により解消された。すなわち、翌 7 年 4 月から、「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」にまで、引き上げられたのである。つまり、この改正によって、無事高校卒業まで支給を受けることができるようになったのである⁽¹⁰⁾。しかし、その実現までには、実に 20 年近くの年月が必要とされた。

多くの時間を要したものの、児童扶養手当の支給対象年齢が高卒までに拡大したことは、離別母子家庭への経済援助の強化として注目される。しかし、今日ではさらに、大学進学 of 常態化を背景にさらなる支給年齢の拡大が 1 つ

の課題となっている。

支給対象年齢については何とか問題をクリアしてきたといえるが、注目されるのは、近年、支給額の所得制限といった事態が生じてきていることである。すなわち、平成 13 年（2001）には、児童扶養手当の受給対象世帯は 76 万世帯にのぼり、財政的負担が大きくなった。児童福祉予算の 35 % を占めるともいわれた。そこで、「国が一律に離婚手当を出しているようなものではないか」といった批判も出され、厳しい所得制限が適用されるに至っている。すなわち、平成 14 年（2002）8 月には、児童扶養手当制度が改正され、それ以前は所得に応じて手当額は 2 段階（全部支給が月額 42,370 円、一部支給が月額 28,350 円）であったものが、改正後は全部支給と一部支給の所得の限度額が変わるとともに、一部支給の手当額については、所得に応じて細かく定められた。

詳細をいえば、改正前は、母と子ども 1 人の母子家庭を例にとると、収入が 204.8 万円未満の場合は、全部支給の 42,370 円（月額）の手当が支給された。また、収入が 204.8 万円以上で 300 万円未満の場合は、一部支給額 28,350 円（月額）が支給された。それに対して改正後は、全部支給、一部支給、支給停止を決定する所得の限度額が変わるとともに、一部支給の額が所得に応じてきめ細かく設定された。すなわち、同じ母子家庭の例では、収入が 130 万円未満の場合は、全部支給額が支給され、収入が 130 万円以上 365 万円未満の場合には、一部支給額が支給される。また、支給額（月額）は、全部支給は改正前と同じ 42,370 円だが、一部支給は、所得に応じて、42,360 円から 10,000 円までの 10 円きざみの額となる⁽¹¹⁾。さらに、平成 20 年（08）4 月からは支払開始から 5 年間に達すると手当の一部が減額（最大 2 分の 1）されることになった（現在凍結中）。

母子家庭の平均収入は 213 万円（平成 17 年）ほどであり、児童扶養手当が収入に占めるウエイトはきわめて大きい。いわば“命綱”といえる。離別母子の受給者数は今日 80 万世帯を超えているが（表 2）、そうした状況の下

表 2. 世帯類型別児童扶養手当受給者数の推移 (人)

区 分	総 数	生 別 母 子 世 帯		死 別	未 婚 の		障 害 者	遺 棄	その他の
		離 婚	そ の 他	母 子 世 帯	母 子 世 帯	世 帯	世 帯	世 帯	
昭和 38 年	168,603	67,224	7,021	16,543	24,067	16,103	25,327	12,318	
40	170,346	64,733	5,857	25,382	21,609	16,443	25,979	10,343	
45	160,755	64,923	4,014	29,733	17,594	13,344	24,040	7,107	
50	251,316	128,330	2,710	32,084	24,632	21,284	34,941	7,335	
55	470,052	300,269	2,609	38,479	36,215	30,903	52,576	9,001	
60	647,606	490,891	2,500	31,948	35,224	30,000	47,280	9,763	
平成 2	588,782	494,561	1,703	18,326	30,943	8,114	26,315	8,820	
7	603,534	526,013	1,050	11,895	34,690	4,508	17,217	8,161	
8	624,101	545,667	1,093	11,326	36,582	4,227	16,442	8,764	
9	649,816	570,245	1,156	10,936	38,466	3,927	15,873	9,213	
10	625,127	546,968	1,156	10,094	43,143	3,288	10,541	9,937	
11	664,382	582,794	1,085	9,712	48,051	3,059	8,242	11,439	
12	708,395	622,357	1,191	9,570	51,678	2,919	7,460	13,220	
13	759,197	668,952	1,249	9,327	55,063	2,859	6,862	14,885	
14	822,958	725,403	1,412	9,487	60,238	2,877	6,563	16,978	
15	871,161	768,580	1,448	9,462	64,219	2,808	5,975	18,669	
16	911,470	803,559	1,560	9,480	67,827	2,803	5,618	20,623	
17	936,579	824,654	1,626	9,325	70,543	2,714	5,382	22,335	

(注) 各年度末現在。

(出所) 『日本子ども資料年鑑 2007』 KTC 中央出版、2007 年

で、所得制限による支給額の減額は、多くの母子家庭の生活を脅かすものとなっている。

以上、児童扶養手当は現在、厳しい状況に追い込まれているものの、制度創設以来、それが母子家庭の生活支援として大きな役割を果たしてきたことは確かな事実である。多くの女性が、離婚に際して抱く最大の不安は離婚後の経済生活である。その意味で、児童扶養手当が、そうした不安を解消し、離婚を後押ししたことは間違いない。

②母子福祉法の拡充

次に注目されるのは、昭和 39 年（64）に制定された「母子福祉法」である。遡る昭和 27 年（52）には、戦争未亡人で、再婚せず子どもを育てている女性の経済的自立のための生活援護対策として、「母子福祉貸付等に関する法律」が制定された。そこでは、20 歳未満の児童を扶養している母子家庭に必要な資金を貸し付けることによって、その経済的自立を助成するとともに生活意欲の助長と、扶養している児童の福祉の増進を図ることが目的とされた。

しかし、その後、戦争未亡人だけでなく、離婚、災害、交通事故等による母子家庭の発生が無視できなくなり、また児童の健全育成の観点からも新たな施策が必要となり、「母子福祉法」が制定されるに至った。そこでは、母子家庭の福祉に関する原理が明かにされ、母子家庭に生活の安定と向上のために必要な措置が講じられるとともに、「母子福祉貸付等に関する法律」の内容が引き継がれた。

「母子福祉法」は決して十分なものではないが、母子家庭の離婚後の生活不安をある程度まで緩和する役割を果たすものであった。「母子福祉法」はその後、昭和 56 年（81）に「母子及び寡婦福祉法」と改称され、かつて母子家庭の母として児童を扶養していた者で現在子が成人して該当しなくなった者、つまり寡婦も健康で文化的な生活が保障されるべきものとされた。こうして同法は、その役割を拡大することになった⁽¹²⁾。

母子家庭への経済的支援として重要な「母子寡婦福祉貸付金」は、当初 7 種類で出発したが、今日では 13 種類に拡充されている。当初は、「事業開始資金」などの貸付が多かったが、今日では、「修学資金」や「修学支度金」の貸付が多く、子どもの学費に悩んでいる姿が浮かび上がる。

しかしながら、制度利用をみると、利用はあまり進んでおらず、制度には種々の問題があることは確かである。母子家庭調査によれば、「借入手の煩瑣さ」「保証人がみつからない」「貸付金額が低い」などがあがっている⁽¹³⁾。そうしたこともあって、利用率は 10 パーセント程度といわれる。

このようにみると、離婚増加に対しては児童扶養手当ほど大きなインパクトを与えたものとはみられない。しかし、制度自体に限界はあるものの、離婚母子に対する経済的支援としての意味合いは小さくない。

③養育費支払確保制度の展開

もう 1 つは、養育費の支払いに関するものである。平成 15 年 (2003)、法制審議会は、抜本的な制度改革として、「給与天引き方式」を可能にする新制度の導入方針を固め、平成 16 年 (04) 4 月 1 日新制度がスタートした。新制度は、養育費について強制力をもって支払わせることができるようにしたものである。

養育費の確保は、従来からの大きな課題であった。それは、養育費の支払いが 2～3 割にとどまっているからである。従来は、養育費不払いに対して、家庭裁判所による履行勧告や履行命令を用いるほかなかった。しかし、それらはあまり効果的でなかった。そこで、政府は、海外の諸制度を踏まえて、強制的な方法を採用入れることにしたのである⁽¹⁴⁾。それが強制執行による給与天引き制度、いわゆる「直接強制」である。

この「直接強制」の効果は、次の 3 つである。1 つは、以前は過去の不払い分しか請求できず、不払いが起きるたびに訴えなければならなかったのを、一度でも不払いがあると将来の分まで一括して請求できるようになった。2 つは、これまでは差し押さえのできる範囲が給与の 4 分の 1 までだったのが、2 分の 1 にまで引き上げられた。3 つは、これまでは相手の財産がどこにあるか分からないと差し押さえできなかったが、財産開示という制度が新設されたことで、すなわち、裁判所が相手を呼んで情報を開示させることで、差し押さえが可能となった⁽¹⁵⁾。

しかしながら、「直接強制」には利用する側もまた利用される側も大きな抵抗があった。それは、強制的手続を採用することによって、離婚後の関係が気まずいものになり、子どもとの関係（面接交渉）が悪化しかねないからである。また、強制執行となると当然会社に知れることになり、職場での立場が

悪くなる。

こうして、平成 17 年（05）には、「間接強制」制度がスタートした。これは、約束した支払いが履行されない場合に、一定の制裁金を支払うように裁判所が命じて、履行を心理的に強制する制度である。たとえば、1 ヶ月 10 万円の養育費を 3 ヶ月不払いのケースでは、1 ヶ月の制裁金 1 万円を加算して合計 36 万円の支払いとなる。

このように、近年、離婚母子家庭の経済基盤として重要な養育費の確保に向けて制度化が推し進められてきているが、大きな問題は制度の周知徹底が遅れていることである。母子家庭調査では、強制執行による確保について知るものは少ない⁽¹⁶⁾。

この点で注目されるのは、相談援助機関の設置である。平成 19 年（07）には、「養育費相談支援センター」が開設された。センターは厚労省によって、母子家庭が離婚した夫から養育費をキチンと受け取れるよう、手続を助ける目的で創設されたものである。制度がスタートした平成 19 年の一年間をみると、電話やメールで相談が多く寄せられており⁽¹⁷⁾、こうした支援制度が離婚への大きなサポートとなっていることは間違いない。

④年金制度の改正（離婚時年婚分割制度）

平成 16 年（04）6 月 5 日年金制度関連法が成立した。今回の改正では、結婚期間中に夫が支払った保険料は、夫婦共同で負担したものとみなし、離婚時に限り、分割できることになった。すなわち、平成 19 年（07）4 月からは、「合意による分割」として、夫婦の合意があれば、結婚期間中に夫婦が納めた保険料を最大 2 分の 1 まで分割できる。合意できなければ、裁判で決める。また、平成 20 年（08）4 月からは、「強制による分割」として、第 3 号被保険者（専業主婦の妻）のみを対象に、合意や裁判なしに、本人が社会保険庁に請求すれば 3 号の期間中に支払った保険料の 2 分の 1 を強制的に分割できる。

こうした年金制度改革は、とりわけ専業主婦として家事労働を負担し夫を

支えてきた妻たちの貢献を認めるものであり、離婚後の経済不安を軽減する役割を果たすといえる。近年の離婚率の減少は、年金分割開始を待つ「離婚予備軍」の増加によるものともいわれ、実際、制度開始前から、年金の問い合わせが殺到した。また制度開始から 1 ヶ月間の離婚数は前年に比べ急増している⁽¹⁸⁾。

(4) 女性解放を支援する法制度

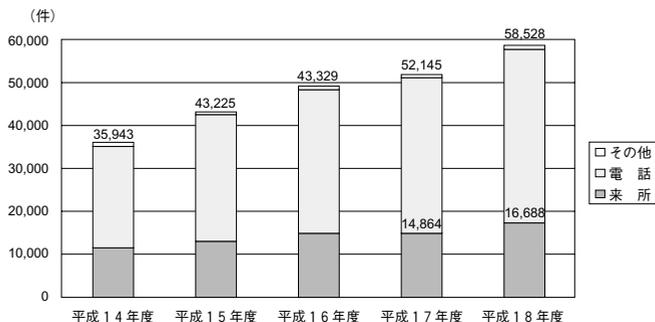
夫からの暴力を防止するうえで重要な役割を果たすものが DV 防止法、正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」である。平成 13 年 (2001) に成立し、平成 16 年 (04) に改正され、2 回目の改正が平成 19 年 (07) に行われた⁽¹⁹⁾。

わが国で DV 防止法が制定されるに至った背景には、世界的な動向がある。すなわち、世界的にみると近年、女性に対する暴力の深刻さ、悲惨さから、暴力を法によって防止しようとする動きが現れ、各国で暴力防止法の制定が相次いだ。

こうした国際的な動きを背景に、わが国においても暴力防止法制定への期待が高まり、平成 10 年 (1998)、参議院に「共生社会に関する調査会」が立ち上げられた⁽²⁰⁾。その後多くの無理解や抵抗があったものの、「調査会」を中心として活発な活動が展開され、また、女性に対する暴力を防止する法律を整備するよう求めた、国連女性特別総会「女性 2000 年会議」の後押しを受けて⁽²¹⁾、平成 13 年 (01) に DV 防止法の制定をみるに至った。

DV 防止法の制定によって、わが国の DV 対策は新しい段階を迎えた。1 つは、暴力の被害者が「保護命令」というかたちで、その保護を求めることができるようになった。2 つは、「配偶者暴力相談支援センター」を中心とした、相談・保護・自立の支援システムが形作られた。従来のように、DV 被害にあっても、自分に責任があるからとか、逃げ出しても連れ戻されもっと酷い暴力を受けるのではないとか、夫婦喧嘩としかみられないのではと

図2. 支援センターにおける相談件数の推移



（出所）男女共同参画会議『配偶者暴力防止法の施行状況等について』2007年

か、思い悩み泣き寝入りすることなく、DV防止法を活用することで、保護を受けるとともに、離婚という選択肢も可能となった。図2にみられるように、今日、支援センターへのアクセスは5万件を超えている。

（5）小括

以上のように、この時期には、女性が離婚という選択肢を選ぶ上で大きなサポートとなる重要な法制度の創設・拡充がなされている。また、その他にも母子生活支援施設の整備や公営住宅への優先入居など、アフター・ディボースの生活を支える制度展開も多様である。そうした離婚法システムの機能拡大によって、離婚の増加が促されたといえる。

なお、この間注目すべきは、「有責配偶者からの離婚請求拒否原則」という重要な判例変更である。昭和62年（1987）に3条件付で変更されたものだが⁽²²⁾、これによって有責の配偶者であろうとも、男女問わず離婚裁判で離婚判決を得ることが可能となった。女性のみを支援する法制度変更ではないが、この時期の離婚増加について考える上で、見逃せない。

最後に、この時期の離婚法システムの展開をみたときに、注目される点がある。それは、こうした展開が、女性自らの努力によって実現したことであ

る。児童扶養手当法の成立にかかわる母子福祉関係の団体活動、婚氏続称制度や人事訴訟手続法の改正にかかわる各種婦人団体、女性議員等の活動は見逃すことができない。言い換えれば、女性自身の取り組みがなければおよそ実現し得なかった制度改革である。それはやはり、女性の高学歴化や社会進出が、女性の地位の向上をもたらし、それがさらに問題の発見と取り組みを促したと受けとめられる。その意味で、離婚法システムの展開は、後で述べる教育や社会風潮との関連を抜きには語られない。

[注]

- (1) ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性差を意味しており、ジェンダー・バイアスとは、ジェンダーにもとづく偏見・固定観念である。1860年代のアメリカでは、公民権運動とともに女性差別の撤廃運動が盛んになり、雇用上の女性差別をめぐる裁判の中で、ジェンダー・バイアスの存在が明らかされた。
 基本的人権の尊重と両性の本質的平等を謳う憲法ができて50年が経過し、わが国では法律や制度の上では性差別は存在しないかのように見える。しかし、現実の社会生活では依然として、性差別は根強く存在する。家庭における女性の主婦役割などはその一例。このようなジェンダー・バイアスが実は、公正さが最も要求される司法の場でも長年存在してきたことがいま明らかにされつつある。
- (2) 氏を改めた者が、社会的な地位を取得したり、名声を得たためその者の氏として定着してしまった後に、離婚により自動的に復氏するとすると、はなはだ支障が生じ不利益となるので、離婚しても改めた氏のままにしておきたい場合もある。このような場合には、離婚の日から3カ月以内に戸籍係に届出ることにより、離婚の際に称していた氏を称することができる(民法767条2項)
- (3) 婚氏続称制の問題については、佐々木静子『燃える日々』ミネルヴァ書房、1999年を参照。
- (4) 太田武男「離婚による復氏・復籍の問題」同編『現代の離婚問題』有斐閣、1970年、421～456頁。
- (5) 同上書、437頁。
- (6) 同上書、437～439頁。
- (7) 婚氏続称の届出件数は、平成18年度現在96,981件で、離婚件数(婚姻取消し含む)全体の37.6%を占めている。
- (8) 裁判管轄の問題は、男女格差が濃厚な法制度として、その格差は正が強く求められた。佐々木静子、前掲書を参照。

- (9) 改正された「人事訴訟法」については、野田愛子・安倍嘉人監修『人事訴訟法概説—制度の趣旨と運用の実情』日本加除出版、2004年、松本博之『人事訴訟法』弘文堂、2008年を参照。
- (10) 児童扶養手当法の歴史については、中垣昌美編『離別母子世帯の自立と児童扶養手当制度』さんえい出版、1987年を参照。
- (11) 母子寡婦福祉法令研究会編『総合的な展開をみせる母子家庭等施策のすべて』ぎょうせい、2004年、47～51頁。
- (12) 母子及び寡婦福祉法の沿革については、鯉淵鉦子『母子福祉の道ひとすじ』ドメス出版、2000年、林千代編『母子福祉を拓く』ドメス出版、2002年を参照。
- (13) 筆者が、2006年に、広島市のひとり親家庭の母親750名を対象に実施した「ひとり親家庭の生活と意識に関する調査」による。有効票は380、うち離別母子家庭は310。
- (14) 資料「『民法の一部を改正する法律案要綱案』及び『離婚制度の見直しに関する中間報告について』『家庭裁判月報』48巻3号、1997年、34～38頁。
- (15) 新川てるえ『離婚後の親子関係サポートブック』ひつじ書房、2006年、35頁。
- (16) 前掲、2006年「ひとり親家庭の調査」より。
- (17) 家庭問題情報センター『ふぁみりお』第45号、2008年。
- (18) 制度開始前には問い合わせが殺到したが、その後年金分割額がそれほど期待できるものではないことが明らかになるにつれ、期待は薄まってきたといえる。とはいえ、年金対象年代の婚姻期間30年以上層の離婚件数は他の婚姻期間層が減少する中で、増加をみせている。
- (19) 現行DV防止法については、南野千恵子他『詳解DV防止法2008年版』ぎょうせい、2008年を参照。
- (20) DV防止法の成立過程については、堂本暁子『堂本暁子のDV施策最前線』新水社、2003年を参照。
- (21) 会議では、「あらゆる形態の女性および女兒に対する暴力を、刑法上の犯罪として処罰すること、そして身体的・精神的暴力から女性を守るために必要な法律制度を整備すること」が宣言された。
- (22) 変更は3つの条件のもとに認められるが、1つは、相当長期に及ぶ別居期間、2つは、未成熟子が存在しないこと、そして3つは、離婚によって相手方配偶者が精神的・社会的・経済的に極めて過酷な状況におかれないこと、である。

3. 民主的教育制度の機能拡大

戦後後半期の教育体制の大きな流れは、第二次共学化の波ともいわれるような高校における全国的な共学化の動きである。統計によれば、高校の共学校の比率は 1970 年代に入ってから再び増加し、昭和 64 年 (89) には 81 % にまでなっている。とくに公立の男子校は急減しており、昭和 40 年 (65) には 198 校あったものが昭和 64 年 (89) には 92 校となっている。

しかし、このような共学化の流れの一方で、いわゆる女子特性論教育の必要性が叫ばれ、その結果、家庭科が女子に割り振られ、男女別内容のカリキュラムが編まれることになった。だが、こうした男女別学の動きに対して、「家庭科の男女共修をすすめる会」による反対運動が展開され、平成 6 年 (94) に高校家庭科が男女共修になり、男女同内容の高校教育が実現をみた。

また、大学教育に目を移せば、大学進学率も男子と肩を並べるまでになるとともに、専攻も人文や教育から社会科学へ比重を移してきている。さらに大学の授業科目では、女性の社会認識を高め、自主独立の生き方を育む「女性学」などジェンダーの視点に立つ科目の増加が顕著となってきている。

このように、この時期には、学校教育、大学教育を通じて、男女平等を押し進める民主的教育が拡充されてきた。

以下では、この時期の特徴的な動きをいくつかの項目に分けて述べよう。

(1) 第二次共学化の波

先にみたように、共学化の動きは、1960 年代末から 1970 年代にかけて全国的に起こった。それは、いわゆる高校生の「自由化要求」(服装の自由化、規則の改正など) に代表されるように、高校生自身の意識が変化してきたことや、女性の社会進出にともなうライフスタイルの変化 (1970 年代前半に、女性雇用労働者中の既婚者数が未婚者数を上回るようになった) によって、従来とは違う生活意識や価値観が出現してきたことによる。『男女共学制の

史的研究』は、共学化の背景について次のように述べる⁽¹⁾。

共学化動向を社会の深部で動かしていたのは女性の社会的進出とライフスタイルの変化に象徴される人々の生活意識や価値観の変化である。つまり、女性の職業や結婚に対する考え方の変化とそれに伴う産育行動の変化は、男女観のみでなく家族・親子関係にもますます平等的な要素をもちこみ、これと連動して共学化傾向も促進されてきたとみられるからである。また、この過程で、男女が従来の固定観念にとらわれずに、お互いの共通性と相違性を率直に認めあい、より人間らしく対等に向きあって生きていくことが模索され始めたのである。こうして、日本でも、人権に裏打ちされた人間関係教育としての性教育や、両性の自立と平等に関係させた進路指導、自立した生活者となることを目指した共学の家庭科、自立の基礎となる学力保障の取り組みなどが追求されるようになってきた。このような教育現場での取り組みや人々の男女平等的な気風が、1970年代以降の高校や大学における男女別学から共学への移行の増加の背景となっているのである。

第二次大戦後の共学制度発足以降、男女別学の高等学校を多く残した東北地方や中部地方でも、1970年代になると男女共学校に移行したり、新設したりする県が現れてきた。たとえば仙台市では、昭和46年（1971）2月に、市長が1940年以来の男子校であった仙台市立仙台高等学校の男女共学化について検討するように指示。これを受けて市教育委員会は「仙台市後期中等教育整備協議会」を設置して、審議を重ね、報告書「仙台高等学校が移転新築するに伴う男女共学問題について」を提出。共学問題について教職員、同窓会、PTAからもさまざまな論議と批判が起こったが、大勢は共学を支持するものであった⁽²⁾。

また、仙台市とその周辺市町村の人口が激増したことから、高校増設が緊急の課題となり、「県長期総合計画」が立てられたが、そこでは公立高校17校（全て共学校）の新設が盛り込まれた。「長期計画」は、行政が住民の意向を先取りした形で計画したものであるが、そこには男女別学を支持しない多くの新しい住民の意識が反映されたのである。すなわち、多様な企業の支店が多く集まっている仙台市の新住民には全国からやってくる転勤族も多

く、男女別学に対する違和感が強いものが多かった⁽³⁾。

このように、人々の生活意識や価値観の変化にささえられて推し進められた男女共学化の動きは、もう後戻りのできない潮流となった。

(2) 「女子特性論」教育の台頭

しかしながら、戦後前半期から根強い潮流として存在していた男女別学への動きは、戦後後半期になっても決して終息したわけではない。否むしろ、昭和 41 年 (66) には、中央教育審議会が「後期中等教育の拡充整備について」の答申を出し、女子に対する教育的配慮の項目で、「女子の特性に応じた教育的配慮の必要性」について指摘している。そのネライは、付記された「期待される人間像」に明らかである。その核心部分を示しておこう⁽⁴⁾。

今日あわただしい社会生活のなかにおいて、健全な喜びを与え、清らかないこの場所となるところは、わけても家庭であろう。大衆社会、大衆文化のうちにおいて、自分自身を取りもどし、いわば人間性を回復できる場所も家庭であろう。そしてそのためには、家庭は清らかないこの場所とならなければならない。

家庭が明るく、清く、かつ楽しいいこの場所であることによって、われわれの活力は日々新たに成り、それによって社会や国家の生産力も高まるであろう。社会も国家も、家庭が健康な楽しいいこの場所となるように、またすべての人が家庭的な喜びを享受できるように配慮すべきである。

ここでは、家庭は「愛の場」「いこの場」「教育の場」とされ、女性はそのような家庭を作る素質と能力があるとされた。男性は労働を、女性は仕事で疲れて帰ってくる男性が、翌日元気に働くことができるような家庭を作ることを求められたのである。そしてこのような男女の明確な役割分担の考え方から、高校での女子だけ家庭科必修という方向に向かったのである。

こうした特性論教育は、後述するように、高度経済成長の中で、国の産業・経済政策として、経済成長を担う労働者と労働者の日常を支える家事担当者の養成を教育に期待した結果といえるが、その本質は戦前の「良妻賢母」

教育と何ら変わるものではない。

翻れば、「戦後前半期」で述べたように、家庭科は当初、民主的な家庭を作るために家庭生活の大切さを学ぶ教科として昭和22年（47）に誕生した。小学校高学年では一貫して、男女とも必修科目であった。中学校では職業科の1つとして、また高校では選択科目として出発したが、当初は女子のみの教科ではなかった。ところが、中学校では昭和33年（58）に「技術・家庭科」と教科名が変わり、技術は男子向き、家庭科は女子向きと男女別学となった。また高校でも家庭科は、昭和35年（60）には原則として、昭和45年（70）には女子だけが完全必修する科目になった。

これらの変化はまさに、国の産業経済施策の動向と合致している。すなわち、戦後の混乱期を経て急ピッチで産業経済振興策をすすめていた1950年代、産業経済振興にかかわっての教育に関する提言が数多く出されている⁽⁵⁾。まず、昭和26年（51）には産業教育振興法、中央産業教育審議会（中産審）令が公布され、その後の家庭科の方向性（特に中学）に影響を及ぼす。次いで、中産審は昭和27（53）年の第一次建議に「職業も家庭もともに男女共通に学習させるが、将来の進路及び男女の性格を考慮して男子には職業の、女子には家庭の比重を重くする」を入れ、昭和29年（54）には中学校職業・家庭科の教育内容を提案した。さらに、日本経済連合会（日経連）は、昭和31年（56）に「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見書」を出している。

こうした状況下、昭和32年（57）にソ連が人工衛星スプートニクを打ち上げ、続いて昭和33年（58）にアメリカも打ち上げた。この出来事は日本の政財界にも大きな衝撃を与え、科学技術振興と新しい技術をもった産業労働者の育成を急務とさせた。このスプートニクショック直後、中産審は「中堅産業人の養成について」、中央教育審議会（中教審）は「科学技術教育の振興策」、日経連も「科学技術教育振興に関する意見書」など次々と提言を出した。

このような新しい科学技術教育、新しい科学技術を身につけた産業労働者の育成とその労働者の日常を支える家事担当者の育成という産業界の要請が、昭和 33 年 (58) に中学校の「技術・家庭」という新教科に具体化され、男女の新生家庭科は男女異なる教育内容、別学の家庭科に変化したのである。

また中産審は、昭和 37 年 (62) 「高等学校家庭科教育の振興方策について」を答申し、男女の特性教育の必要性をうたい、翌年 (63) 経済審議会は「経済発展における人的能力開発の課題と対策」を答申し「婦人労働力の活用」を提起した。これらを受けて昭和 41 年 (66) 先述の中教審報告「後期中等教育の拡充整備について」が出されたのである。さらに昭和 43 年 (68) には、家庭生活問題審議会が「明日の家庭生活のために」を出した。

こうした流れに沿って教育課程審議会は昭和 44 年 (69) 報告書を出し、高等学校教育課程の改善について、女子の特性や家庭責任を強調し、女子の「家庭一般」履修をを強化するよう提言した。こうして翌 45 年 (70) の学習指導要領で高等学校の家庭一般がすべての女子に必修となったのである。

以上のように、昭和 40 年代半ばから顕著になった「特性論教育」は、高度経済成長の中で、国の産業経済政策として、経済成長を担う労働者と労働者の日常生活を支える家事担当者の養成を教育に期待した結果にほかならない。しかし、それは性別役割分担を固定化するものであり、その本質は戦前の「良妻賢母」教育と何ら変わるものではない。それは、「期待される人間像」の性格をみるとよく理解されよう。すなわち、「期待される人間像」は、家庭のありかたをこまかく説くとともに、「日本人としての確固たる自覚」をもつことが全体を流れる基調となっていた。そしてそのゆきつくところは、愛国心と天皇を結びつけることであった (表 3⁽⁶⁾)。こうした性格をみると、「特性論教育」は単に産業振興の目的で男女の性別役割分担を説くものとはいえず、根底には戦前の「良妻賢母主義」思想が伏在していたといえる。

表3. 期待される人間像

(昭和41年10月31日中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」の別記)	
まえがき	1 家庭を愛の場とすること
第1部 当面する日本人の課題	2 家庭をいこいの場とすること
1 現代文明の特色と第1の要請	3 家庭を教育の場とすること
2 今日の国際情勢と第2の要請	4 開かれた家庭とすること
3 日本のあり方と第3の要請	第3章 社会人として
第2部 日本人にとくに期待されるもの	1 仕事に打ち込むこと
第1章 個人として	2 社会福祉に寄与すること
1 自由であること	3 創造的であること
2 個性を伸ばすこと	4 社会規範を重んずること
3 自己をたいせつにすること	第4章 国民として
4 強い意志をもつこと	1 正しい愛国心をもつこと
5 畏（い）敬の念をもつこと	2 象徴に敬愛の念をもつこと
第2章 家庭人として	3 すぐれた国民性を伸ばすこと

(出所) 寄田啓夫・山中芳和編『日本教育史』ミネルヴァ書房、2000年

(3) 「家庭科の男女共修運動」の展開

時代逆行的ともいえるこうした動きに対して、女子のみ必修に反対する声
が急速にたかまり、昭和49年（74）に「家庭科の男女共修をすすめる会」
が結成された。発起人には参院議員の市川房枝等13名が名を連ねた。会の
趣旨と運動方針を発足時のアピールでみておこう⁽⁷⁾。

私たちは、いま、大きな曲り角にさしかかっています。

生産の拡大ばかりが追求されて来た結果、公害に取り囲まれ、資源不足につきあたり、
生活は破壊されようとしているのです。私たちは、ここで、生活というものをしっかり
みつめなおす必要があります。そして、これからは、もっと生活を大切にするような人
間を育てて行かなければなりません。生活のことを学ぶ上で、家庭科は重要な教科です。
その家庭科が、今、中学では技術・家庭科となっていますが、実際には、男子は技術、
女子は家庭と男女別々の内容を学んでいます。また高校では、「家庭一般」が女子だけ必
修になっているため、男子は中学、高校でも、家庭に関することは殆ど学んでいません。
協力し合って、よい家庭、よい社会を築きあげて行くためには、いっしょに家庭科を学

んで、男女とも、生活についてのしっかりした知識、技術、考え方を身につける必要があります。家庭科を男女いっしょに学ぶことは、また憲法ならびに教育基本法にうたわれている男女平等の精神にも適うことです。すでに京都の高校をはじめ、各地の中学、高校で共修の試みがすすめられています。わたしたちは、日本のすべての中学、高校で家庭科の男女共修が行われることをめざしていきたいと思います。そのために、当面、私たちはつぎのような運動をすすめます。

1. 教育課程審議会に働きかけて、昭和 50 年の答申の中に家庭科の男女共修を盛りこんでもらいます。
2. 東京都をはじめ可能な自治体で家庭科の男女共修が実現されるよう働きかけます。
3. できるだけ大勢の人に男女共修の意義を理解してもらえるように働きかけます。

このような「アピール」のもとに、文部省や自治体への働きかけや学習会の開催などが展開された。そして、その長年にわたる運動の成果としてようやく平成元年（89）、新学習指導要領案に高校における家庭科の男女必修が盛り込まれ⁸⁾、平成 6 年（94）に高校の家庭科が男女必修となった。なお、23 年間にわたり家庭科の男女共修運動を展開してきた「家庭科の男女共修をすすめる会」も任務を終えて、平成 9 年（97）3 月に解散された。

(4) 高等教育の進展と女性の意識変容

大学教育に目を移すと、昭和 41 年（66）にも若干の国立大学（熊本大学、九州大学、富山大学）で、女子の入学制限の実施が決定されている。しかし、入学制限についてはその後、昭和 56 年（81）の神戸商船大学の受験制限解除によってやっと、全国の国立大学が女子に開かれることになった。こうして、女子の高学歴化も急激に進展することになり、平成 18 年（2006）には、女子の大学進学率は 51.1 %、男子は 53.6 % でともに過半を超えた。

また注目されるのは、大学での専攻の変化である。今日では、従来のような家政学、教育学、人文科学ではなく、社会科学分野が増加の傾向にある。すなわち、平成 17 年（05）現在の学部別学生割合をみると、社会科学に在

表4. 性、専攻別にみた大学学生数、女性割合、分布比（2005年）

（単位：人・％）

	人数				分布比		
	計	女性	男性	女性割合	計	女性	男性
総数	2,508,088	1,009,217	1,498,871	40.2	100.0	100.0	100.0
人文科学	405,413	271,827	133,586	67.0	16.2	26.9	8.9
社会科学	945,756	294,688	651,068	31.2	37.7	29.2	43.4
理学	86,844	22,161	64,683	25.5	3.5	2.2	4.3
工学	433,377	45,703	387,674	10.5	17.3	4.5	25.9
農学	70,328	28,450	41,878	40.5	2.8	2.8	2.8
保健	186,854	105,780	81,074	56.6	7.5	10.5	5.4
医・歯学	63,553	21,535	42,018	33.9	2.5	2.1	2.8
その他	123,301	84,245	39,056	68.3	4.9	8.3	2.6
商船	439	36	403	8.2	0.0	0.0	0.0
家政	60,170	55,249	4,921	91.8	2.4	5.5	0.3
教育学	141,891	86,380	55,511	60.9	5.7	8.6	3.7
芸術	72,622	50,329	22,293	69.3	2.9	5.0	1.5
その他	104,394	48,614	55,780	46.6	4.2	4.8	3.7

（出所）独立行政法人国立女性教育会館編『男女共同参画統計データブック2006』

ぎょうせい、2006年

籍している女子は、男子には及ばないものの31.2％を占めており、全分野では29.2％で人文科学を抜いてトップとなっている（表4）。しかも、時系列でみると、社会科学に占める女子の割合は急速に増えてきている。

さらに大学教育の内容にしても、女性学関連の科目が取り上げられるようになってきている⁽⁹⁾。『女性情報』によれば⁽¹⁰⁾、女性学のほか「ジェンダーと法」「ジェンダーと文学」「人権とジェンダー」などジェンダー関連の多様な科目が開講されている。また、日本で女性学講座をもつ大学は、昭和58年（83）には75大学であったが、平成10年（98）には351校、平成16年（2004）には439校、そして平成18年（06）には609校に増えている。

こうした社会科学の専攻や、女性学関連科目の受講は、女性の社会意識を変える上で大きな影響を及ぼした。

すなわち、戦後前半期には、女子学生亡国論に示されたように、女子の大学進学率は高まったが、進学意識あるいは動機は“花嫁修業”という意味合いが強かった。大学進学は、配偶者選択にとって“良い条件づくり”でしかなかった。しかし、成績の面では男子を凌いでいるため、問題意識が明確な男子学生を合格させるわけにはいかず、結果的

表 5. 女子学生の進学理由 (%)

	回答総数に対する百分比
1. 就職するため	5.7
2. 専門的研究のため	16.1
3. 友人が進学するから	0.3
4. すぐ結婚したくないから	—
5. 高度の教養を身につけるため	42.8
6. 人の勧奨による	0.8
7. 将来にそなえて	23.6
8. 男女同権だから	0.6
9. 進学するのが当然だから	9.8
回答なし	0.3
計	100.0

(出所) 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1992 年

に女子の大量入学となり、“女子学生亡国論”なるものが出されたのである⁽¹¹⁾。昭和 30 年代半ばの女子学生の進学理由をみると、「教養を身につける」が多くなっており (表 5)、人文や家政でそうした傾向が強い (表 6)。

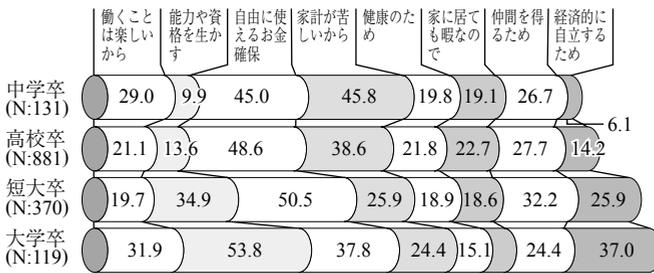
だが、「戦後後半期」のこの時期になると、自己実現という意識が強まっ

表 6. 専攻別女子学生の進学理由 (%)

進学理由 専攻	職業教育 のため	教 養 のため	学問研究 のため	漠然と している	そ の 他	回 答 数 (人)
人 文	9.6	49.3	25.1	9.8	5.9	(537)
社 会	12.6	35.1	29.1	6.7	12.8	(148)
自 然	13.1	29.9	42.9	8.4	0.7	(107)
医 薬	38.5	21.6	26.5	3.9	9.6	(83)
家 政	11.5	56.8	20.1	9.4	2.1	(190)
芸 術	8.0	29.0	47.0	5.8	9.5	(137)
体 育	46.1	23.0	15.2	7.5	7.5	(13)
計	12.8	42.2	29.8	8.7	6.1	(1,215)

(出所) 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1992 年

図3. 現在働いている主な理由（学歴別）



（出所）生命保険文化センター『女性の生活意識に関する調査』1992年

てきて、データにあるように、大学卒ほど「能力や資格を生かす」や「経済的に自立する」意識、すなわち、大学で習得した知識や能力を活かして仕事に就き、自分らしく生きる、そのような意識が強くなってくる（図3）。

以上のように、高等教育における専攻や受講カリキュラムの変化は、今日、女性に平等意識を植え付け、自立的生き方を選択させる方向で機能している。

（5）平等教育を阻むもの

平等教育の流れは今日、後戻りの出来ない奔流といえるが、そこにはいくつかの問題が伏在している。学校教育と大学教育に分けてみてみよう。

学校教育における問題の第1は、いわゆる「隠れたカリキュラム」の問題である。それは、「正規のカリキュラムとは別に、明文化されない形で存在する、学校における慣習や慣例、規範」であり、さまざまな形で、子どもたちに無意識のうちにメッセージとして伝わり、性役割の固定化につながる。その意味で、看過できない重要な問題である。

そうした「隠れたカリキュラム」の1つが、学校教育現場における女性教員の比率である。小学校では女子教員の比率は過半を超えるが、中学校、高等学校となるにつれて比率は減少する。しかも、管理職である校長・教頭と

なると、その割合はきわめて少なくなる。こうした教員格差は、無意識のうちに、子どもたちに男女の優劣を刷り込むことになる。

「隠れたカリキュラム」の 2 つ目は、男女別名簿である⁽¹²⁾。男女別名簿は、男子と女子を区別することにより、男子と女子は違うということ、そして「男子が先、女子が後」という価値観を無意識のうちに伝え、男女差別を自明のものとする。今日、こうした問題に配慮して、混合名簿を実施しているケースが多くなっているが、平均すれば 7 割程度である。学校別にみると、中学校での実施率が低くなっている。

学校教育における第 2 の問題は、家庭科をめぐる問題である。先にみたように、家庭科の男女共修を求める市民団体等の活動によって、男女共修がスタートしたが、それから 10 年あまりが経過した今日、ジェンダー・バッシングや高等教育の大学入試対応という流れの中で、家庭科の単位数が大幅に削減されるなど危機的状況にある。

一方、大学教育においても、女性研究者・教員の問題がある⁽¹³⁾。すなわち、平成 16 年 (2004) 現在、大学教員に占める割合は 16.0 % にすぎない。平成 12 年 (00) に、国立大学協会は、平成 22 年 (10) までに女性教員の割合を 2 割とする目標を設定しているが、目標達成は厳しい。

また、大学におけるジェンダー教育も問題の 1 つである。先にみたように、ジェンダー教育は着実に広がってきている。しかし、厳しい見方をすれば、女性学関連科目を開講している大学・短大はまだ 5 割程度にすぎない。また、女性学の受講者が女子に偏っており、男子受講者の拡大にまでつながっていない。こうした限界が、男子の平等意識を育む上での障害となっている。

このように、教育の現状をみてみると、男女平等教育の進展は否定しがたいものの、さまざまな障害があることもまた確かな事実である。そして、こうした教育上の障害が、一方では、平等意識のさらなる広がりには歯止めをかけ、他方では、平等意識の男女格差を生み出している。

（6）小括

以上のように、この時期、経済政策に誘導される形での、学校教育における男女別学の動きも存在したが、後戻りできない共学化のうねりや家庭科共修にむけての市民運動の展開によって、男女平等教育が定着するとともに、大学進学率の急増にみられるように、女子の高等教育就学も恒常的となった。そしてこうした教育制度の機能拡大を背景として、女子の権利意識や自立意識も強化され、またひとりの人間としての生き方が希求されるようになってきた。

もっとも、問題がすべて解消されたわけではなく、学校教育における「隠れたカリキュラム」や大学教員・職員の格差的な配置等が平等意識を育む障害となっている。それでも女子の場合には、高等教育における新たな専攻や女性学の学習によって平等意識が高められてきているが、男子の場合は遅々として進まない。そして、こうした平等意識の男女格差のもとに、結婚生活も破綻に向かいやすくなり、平等意識に目覚めた女性の側では、もし問題があれば躊躇せず夫婦関係を解消するというように、離婚への「ためらい」が失われてきた。なお、家庭科の共修は家事における共同化を実現し離婚を抑止すると考えられるが、「家事は女性」という意識を克服するまでには至っていない。こうして性別分業をめぐる葛藤は離婚紛争の火種として燻り続けることになる。

[注]

- （1） 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1992年、421～422頁。
- （2） 同上書、422頁。
- （3） 同上書、422頁。
- （4） 総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館、2000年、206頁。
- （5） こうした産業経済施策による方向付けについては、寄田啓夫・山中芳和編『日本教育史』ミネルヴァ書房、153～165頁、家庭科の男女共修をすすめる会編『家庭科、男も女も！こうして拓いた共修への道』ドメス出版、1997年、108～111頁を参照。

- (6) 寄田啓夫・山中芳和編、同上書、194～195 頁。
- (7) 家庭科の男女共修をすすめる会編、前掲書、196 頁。
- (8) なお、高等学校の学習指導要領告示（平成元年 3 月 15 日）では、次のような内容となった。高等学校家庭科は、全ての女子に必修であった扱いを改め、男女共に必修となり、「家庭一般」「生活技術」「生活一般」の 3 科目のうち、1 科目を履修させることとする。なお、「体育」についても、中学校および高等学校において、それまでの「ダンス」は「主として女子」に、「格技」は「主として男子」に履修させるものとした扱いを改め、「ダンス」及び「武道」を男女とも選択して履修することとする。
- (9) 『女性情報』バド・ウイメンズ・オフィス、2007 年。
- (10) 女性学は、1960 年代のウーマン・リブのインパクトを受けて、70 年代にアメリカで成立した学際的な女性研究。学問研究の中に根強く潜在する男性中心主義を暴き、告発し、さらには科学的認識や理論に内在する不可避の男性的性格を指摘し、女性の視点に立った認識枠組の転換を要求。「女性学」は *women's studies* の訳語。初訳出者である井上輝子は、「個々の学問分野に分散されて、相互に交流することなくなされてきた諸研究を、女性の全体像を把握するために有機的に関連づけようとの趣旨」から「女性研究」ではなく「女性学」と称した。
- (11) 「女子学生亡国論」については、池井優『女子学生興国論』共同通信社、1991 年を参照。
- (12) 学校教育における諸問題については、長香織「学校教育—家庭科の問題など」日本婦人団体連合会編『婦人白書 2007』ほるぷ出版、2007 年、140～145 頁、男女平等教育をすすめる会編『どうしていつも男が先なの？』新評論、1997 年を参照。
- (13) 高等教育については、千葉悦子「高等教育—ジェンダーの視点から」日本婦人団体連合会編、同上書、146～150 頁を参照。